

第55回
東京都景観審議会

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

第55回東京都景観審議会計画部会議事録

I 日 時

令和6年1月23日（木）13：26～15：26

II 場 所

都庁第二本庁舎 10階 201・202会議室（Web併用）

III 出席者

- 【委員】有賀会長、瀬良副会長、阿部委員、荒井委員、大澤委員、畔柳委員、
光井委員、依田委員、井上委員、大倉委員、松井委員、服部委員、
海堀委員、長谷部委員（代理：加藤部長）、杉浦委員（代理：鳥海課長）
- 【東京都】小野技監、真島景観・プロジェクト担当部長、森澤広域調整課長、
吉丸景観担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<報告事項>

- (1) 東京都選定歴史的建造物の選定候補について
- (2) 特に景観上重要な歴史的建造物等の選定候補について
- (3) 歴史景観部会の活動状況について
- (4) 計画部会の活動状況について
- (5) 「(仮称) 景観行政のあゆみ一大規模開発プロジェクトにおける景観づくり」に
ついて

3 閉 会

○森澤広域調整課長 それでは、若干早いですが、皆様おそろいになりましたので始めたいと思います。ただいまから第55回東京都景観審議会を開会いたします。本日は、ご多忙のところ当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めます、審議会事務局の東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の森澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、現在ご出席の委員の方は15名、うちWebでご出席の委員の方は1名でございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料について説明いたします。まず議事次第、それから委員名簿、座席表、配付資料一覧、資料1-1、資料1-1別紙1、資料1-1別紙2、こちらはつづりとなっております。資料1-2、資料2、資料2別紙、資料3、資料4-1から4-3、資料5、参考資料1から3、あと当日限りの資料としまして別添1から4、こちらにつきましては会議終了後に回収させていただきます。そのほかに、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、ファイルとじの景観法、景観条例、景観審議会要綱・規則を置いてございます。

Webにて参加の委員の方には、資料1-1から参考資料3までは事前に送付させていただいております。お手数ですがお手元にご用意いただければと思います。当日限りの資料につきましては、申し訳ございませんが、説明時にモニターでご確認願います。

皆様方、ご準備いただいているようですので進めさせていただきます。

本日は1名の委員がWebによるご出席でございます。通信環境の不具合が発生するかもしれませんが適宜対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、事務局の職員をご紹介します。

東京都都市整備局技監の小野です。

○小野技監 よろしく願いいたします。

○森澤広域調整課長 景観・プロジェクト担当部長の真島です。

○真島景観・プロジェクト担当部長 真島です。よろしく願いいたします。

○森澤広域調整課長 景観担当課長の吉丸です。

○吉丸景観担当課長 吉丸です。よろしく願いいたします。

○森澤広域調整課長 私、広域調整課長の森澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、事務局を代表いたしまして、都市整備局技監、小野より一言ご挨拶をさせていただきます。

○小野技監 東京都景観審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より東京都の景観行政につきましてご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は、大変ご多用の中、当審議会にご出席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

都は、東京都景観計画に基づき、首都東京にふさわしい美しく風格のある景観形成に取り組んでおります。都市開発諸制度等を活用しました大規模開発につきましては、計画部会においてご審議をいただきながら、建築物の景観や意匠、色彩について適切な誘導を図り、街並みと調和した質の高い景観形成を推進しているところでございます。

また、歴史的建造物等につきましては、歴史景観部会のご審議を経て、歴史や文化を感じさせる街並みの形成に取り組んでおります。令和3年度より歴史景観部会において検討してまいりました近代洋風・和風建築等歴史的建造物のうち、過去の調査において歴史的建造物候補として未選定の建造物について選定候補が確定しましたことをご報告いたします。

また、令和3年度の第53回の当審議会でも宿題となっておりました世田谷区の光風亭と蒼梧記念館は一体として都選定として選定することで整理し、土地所有者の同意も得られ、先週16日に告示を行うことができました。誠にありがとうございました。

今後とも、審議会委員の皆様方からご意見をいただき、ご議論をいただきながら、美しく風格のある東京の再生を図り、東京の魅力と価値がますます高まるようさらに取り組んでいく所存でございます。改めて皆様方のお力添えをお願い申し上げますとともに、本日の議事につきまして活発なご議論、ご意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○森澤広域調整課長 小野は公務のためここで退席させていただきます。

それでは、委員の皆様をご紹介いたします。お手元の東京都景観審議会委員名簿をご覧ください。

では、名簿順にお名前を読み上げ、ご紹介いたします。

まず、東京都景観審議会規則第2条第1項第1号に規定する学識経験委員を紹介いたします。日本大学理工学部教授、阿部貴弘委員でございます。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

○森澤広域調整課長 東京農業大学地域環境科学部教授、荒井歩委員でございます。本日はWebでのご参加でございます。

○荒井委員 荒井でございます。よろしく願いいたします。

- 森澤広域調整課長 早稲田大学創造理工学部、大学院創造理工学部研究科長建築学専攻教授、有賀隆委員でございます。有賀委員には本審議会の会長をお願いしてございます。
- 有賀会長 有賀でございます。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 東洋大学理工学部准教授、大澤昭彦委員でございます。
- 大澤委員 大澤です。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 スタジオドッカ建築設計室、管理建築士、畔柳美知子委員でございます。
- 畔柳委員 畔柳です。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 日本住宅パネル工業協同組合理事長、瀬良智機委員でございます。本審議会の副会長をお願いしてございます。
- 瀬良委員 瀬良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 東京藝術大学美術学部長、建築科教授、光井渉委員でございます。
- 光井委員 光井でございます。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 カラープランニングコーポレーションクリマ、依田彩委員でございます。
- 依田委員 依田彩と申します。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 次に、規則第2条第1項第2号に規定する都民委員をご紹介します。
井上開委員でございます。
- 井上委員 井上でございます。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 大倉素子委員でございます。
- 大倉委員 大倉でございます。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 松井千輝委員でございます。
- 松井委員 松井でございます。よろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 次に、規則第2条第1項第3号に規定する事業者委員でございます。東京商工会議所、商工部門代表の服部津貴子委員でございます。
- 服部委員 服部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 東京商工会議所、都市開発部門代表の海堀安喜委員でございます。
- 海堀委員 海堀でございます。どうかよろしくお願いいたします。
- 森澤広域調整課長 次に、規則第2条第1項第4号に規定する区市町村長の代表委員でございます。渋谷区長、長谷部健委員でございます。今日は、代理で渋谷区都市整備部長、加藤健三様でございます。
- 加藤代理委員 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長 瑞穂町長、杉浦裕之委員でございます。本日は、代理で瑞穂町都市計画課長、鳥海仁様でございます。

○鳥海代理委員 鳥海でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長 以上で委員のご紹介を終わります。

次に進む前に、報道関係の方の写真撮影等につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますので、東京都景観審議会運営要綱第5条に基づき有賀会長に議長をお願いいたします。有賀会長、よろしくお願いいたします。

○有賀会長 改めまして、審議会委員の皆様方、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。着座のまま進めさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事次第でございますお手元の議事に入ります前に、本審議会の公開・非公開について決めておきたいと思っております。本日の議事は報告事項が五つ、議事次第を見ていただくと、1番の東京都選定歴史的建造物の選定候補について、それから2番の特に景観上重要な歴史的建造物等の選定候補について、こちら公開・非公開を諮るに当たり事務局より説明をお願いいたします。

○吉丸景観担当課長 景観担当課長の吉丸です。着座にて失礼いたします。

本日の報告事項のうち、1番の東京都選定歴史的建造物の選定候補についてと、2番の特に景観上重要な歴史的建造物の選定候補につきましては、当審議会でご了承いただけました場合、今後、所有者の方々に選定の同意を得ていくこととなります。このため、現時点で東京都情報公開条例第7条第2号に規定のある、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがあるものという項目に該当するため、非公開となるものと事務局では考えております。非公開についてお諮りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○有賀会長 ただいま事務局から東京都情報公開条例の第7条第2号に規定のある、公にすることによって個人の権利・利益を害するおそれがあるものというご説明がありました。ついては、東京都景観審議会運営要綱第10条の規定に基づいて会議を一部非公開としたいと思っております。同要綱第11条の規定に基づいて委員の皆様方にお諮りしたいと思います。この二つの議事については非公開とするということよろしいでしょうか。

(了承)

○有賀会長 異議なしというお声をいただきましたので、非公開とさせていただきます。

それでは、議事次第に従って1番の東京都選定歴史的建造物の選定候補について、それから

2番の「特に景観上重要な歴史的建造物」の選定方法については非公開ということで進めます。早速ですが、傍聴人、報道社の方々がおられるかと思しますので、恐れ入りますがご退室をお願いいたします。

(傍聴人、報道社、退室)

○有賀会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項の1について、事務局からご説明をお願いいたします。

(この間、非公開)

それでは、続いて報告事項の3番に移りたいと思います。こちら歴史景観部会の活動状況ということで、資料3について、よろしくをお願いいたします。

○吉丸景観担当課長 では、ここから公開ですので、傍聴人と報道社に再度入室していただきます。

(傍聴人、報道社、入室)

○有賀会長 それでは、ここからは公開ということで、議題の報告事項3番、資料3のご説明をよろしくをお願いいたします。

○吉丸景観担当課長 それでは、資料3をご覧ください。

前回の第54回審議会後の活動実績でございますが、歴史景観部会を4回開催いたしまして、主な審議内容は、Aグループについての決定やBについての検討でございます。その間、東京都の選定の告示や解除等がございます。記載のとおりでございますが、令和4年7月21日、北区において3件、中央図書館、中央公園文化センター、カトリック赤羽教会の3件を告示しております。また、小平市では平櫛田中の彫刻美術館。令和6年1月16日に光風亭の告示を行ったところでございます。それから、選定解除といたしましては、令和5年3月17日、東久留米市の案件3件、自由学園の女子部食堂、体操館、講堂、こちらの解除を行っております。それから、令和5年11月24日、千代田区の案件1件、市政会館・日比谷公会堂の選定解除の告示を行ったところでございます。

それから、3番に現状変更の届出状況ということで、こちらは条例第27条に基づき規則で定めるところによりましてあらかじめその旨を知事に、変更する場合は届け出なければならないという条文がございます。また、知事は、この現状の変更が良好な景観の形成における価値を損なう場合は指導・助言ができるということで、前年度から今年度にかけて26件の相談がありまして、こちら歴史景観部会の委員のご意見をお聞きしながら対応しております。

以上が前回の審議会からの活動状況になります。

それから、先ほどの参考資料3を出していただけますか。こちらがこれまでの東京都の選定歴史建造物の選定状況でございます。こちら第52回に配布した資料から変更したのは5番目のところで、区市町村推薦部分について調整を行って選定行為を行っているところです。引き続き調整を行いながら選定に向けて努力してまいりたいと思います。

以上が活動状況報告でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

歴史景観部会の活動状況報告ということで、光井委員から何か補足をいただいたほうがよろしいですか。

○光井委員 特にはないのですけれども、先ほどの3番の現状変更の届出に関しては、何かうるさいことを言うというよりも、工事を行う際の相談窓口になる、そして、そこまでやる必要はないですよとか、あるいはこういうふうなやり方ですと非常に簡便にできますよということのアドバイスもさせていただいております。これは結構件数が多く、地味ですけれども歴史景観部会の主な仕事の一つになっていると考えております。

以上です。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

参考資料3で先ほどご報告いただいた5番の区市町村推薦というのは、数としては前回の報告以降の期間中、増えたのか、あるいは減ってきているのか、どういう状況でしょうか。

○吉丸景観担当課長 この区市町村推薦は区市町村へのアンケート調査を行い、最終的にこの7件が挙がってきたというところですが、これ以降アンケート調査を行っておりませんので今後は分かりませんが、このときは7件挙がってきたというところではあります。

○有賀会長 ありがとうございます。

4番の土木建造物のところの候補数54件と書いてあります。阿部委員、先ほどご答弁の件について触れられましたけど、何かお気づきのところがあればいかがですか。

○阿部委員 土木建造物はほかと比べて辞退の割合が高く、選定の割合が非常に低いのが気になっておりまして、何が引っかかっているのか、可能な範囲で具体的にお話していただくと我々も何かアドバイスできるかと思っております。

○吉丸景観担当課長 最近聞いたところによりますと、橋梁等の土木建造物は不特定多数の方が使用されることもあり、耐震対応等の改修工事が定期的に予定されていて、現状の形で維持できるか不透明なところがあるようです。安全上の問題を改修工事でクリアした後、それが都選定の基準を満たせるのか不安があるというのが実態です。そこで、改修工事で安全上の課題

が解決できた後、再度、選定に向けて調整してまいりたいと考えております。

○阿部委員 文化財防災に関して、近年はかなり技術開発が進んでいまして、それがものすごくお金がかかるというわけではなくて、現在の工法を使いながら上手く歴史的価値を損なわないような補修も行われています。また、多面的なアプローチといいますか、インフラツーリズムも最近流行りで、管理者の方は不特定多数の方に見に来ていただいて喜んでいただけると、ふだん褒められない立場の方々ですので少し嬉しくなるようでして、そういうところを上手くつなぎながらぜひ進めていただければと思います。

○有賀会長 ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様方がいかがでしょうか。

畔柳委員、どうぞ。

○畔柳委員 今の土木建造物なのですけれども、耐震性とかそういうものが同意できない理由になるということは、その所有者の方たちはそれを撤去したいと思っているということですか。だって危ないもののわけですから。

○吉丸景観担当課長 改修がまだ終わっていないので、当面は選定を見送ってほしいという回答が最近は多くて、非常に長いスパンで改修計画を組んでいる構造物が多いので、改修工事が一旦落ち着きましたら、再度、選定同意のお願いに行こうかと考えております。決して最初から選定を嫌がっているということではないと認識しております。

○有賀会長 光井委員、どうぞ。

○光井委員 調整中の構造物で特に多いのは、これも肌感覚になるのですが、建築関係よりも土木関係の方のほうが、むしろ残していきたいと思っている率は高いと思います。建て替え計画などがあり残すこと不可能な場合は選定辞退になりますが、どうにかして残したいと考えている場合には、それをどういうふうにやっていったらいいかを調整するのに時間が必要で、それが調整中の件数が多い理由だと考えております。

○有賀会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

○有賀会長 それでは、この報告事項の3番、歴史景観部会の活動状況については以上とさせていただきます。

それでは、報告事項の4番、計画部会の活動状況について、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○吉丸景観担当課長 それでは、資料4-1をご覧ください。計画部会の活動状況についてご報告いたします。

まず、令和4年度の活動実績でございますが、計7回の計画部会を開催しております。また、審議内容につきましては、都市再生特別地区を活用した計画といたしまして延べ10件、皇居周辺地域の景観誘導区域における建築物のデザイン評価といたしまして4件のほか、大規模建築物における屋外広告等の取扱いについて1件の審議を行いました。

2ページをご覧ください。こちらは、昨年度審議いたしました大規模プロジェクトに対する主な部会意見の紹介になります。関連資料といたしまして机上に別添1から別添4をお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

なお、この別添資料につきましては、策定段階で開発計画に関する資料であることからこの場のみ資料とさせていただきます。ご了承願います。また、傍聴の方におかれましては前方のスクリーンをご覧ください。

初めに、①宮益坂地区でございます。別添1、1ページをご覧ください。

計画地は、左下位置図でございますように渋谷駅に近接し、明治通りと宮益坂に接する約1.4ヘクタールの区域でございます。第一種市街地再開発事業により都市基盤の整備や国際競争力の強化に資する建築の整備に取り組むものでございます。

3ページをご覧ください。

こちらは明治通り北側から見たモンタージュになっております。山形が特徴的な頂部のデザインの建物となっております。

資料4-1にお戻りいただきまして、主な部会意見でございます。

渋谷駅街区周辺の建物群のうち明治通りから明確に視認できるため、高層部については各方面からの見え方を十分検討するとともに、街並みに対する視点場となるインナーバルコニーなどのデザインを検討されたいといった内容の意見を事業者に示しているところでございます。

次に、②六本木五丁目西地区について、でございます。別添2、1ページをご覧ください。

計画地は六本木交差点及び地下鉄六本木駅に隣接する約10ヘクタールの区域でございます。第一種市街地再開発事業により都市基盤の整備や国際競争力の強化に資する建築物の整備に取り組むものでございます。

5ページをご覧ください。こちら鳥瞰でございます。高層棟を2棟、集約配置することによって十分な空地を生み出し、高低差のある地形を生かしながら都心の森を新たに創出する計画となっております。

資料4-1にお戻りいただきまして主な部会意見でございますが、高低差のある広大な敷地を一体的に開発するプロジェクトとして、街区全体の調和や街並みの連続性などを意識して、地域全体の魅力を高める観点で当地区にふさわしいデザインの方向性を検討されたいといった内容の意見を事業者に示しているところでございます。

次に、③田町駅西口駅前地区について、でございます。別添3の1ページをご覧ください。

計画地は田町駅に隣接する約0.8ヘクタールの区域でございます。

4ページをご覧ください。左下の右側のパースでございますが、本計画は田町駅西口の駅前広場や交通広場の拡大整備に取り組むものでございます。

資料4-1にお戻りいただきまして主な部会意見でございますが、周辺市街地との連携や街並みの連続性などを意識するとともに、公共交通の利用時・乗継時の利便性の向上を図り、地域全体で魅力を高める観点で、当地区にふさわしいデザインの方向性を検討されたいといった内容を事業者に示しているところでございます。

以上の3件につきましては現在も審議進行中の案件でございますので、引き続き魅力ある景観形成に向け事業者との協議を進めてまいります。

次に、計画部会での審議が終了した案件につきましてご説明させていただきます。資料4-2をご覧ください。日本橋一丁目中地区についてのご説明になります。

1ページと2ページ目に計画部会を踏まえた都の見解と事業者側の対応を記載しておりますが、具体的にはA4横書きになります3ページ目から抜粋してご説明申し上げます。

計画地でございますが、日本橋があるところですが、左下の位置図のとおり、東京メトロ日本橋駅に近接する約3.9ヘクタールの地区でございます。また、右下の配置図のとおり、本計画はAからD街区で構成されておまして、A街区は日本橋野村ビル旧館、B街区のコレド日本橋は既存の建物で、既存の建物を組み込んだ一体の開発となっております。

次のページをご覧ください。4ページになります。

こちらは、日本橋川沿いのエリアにふさわしいデザインの在り方に関する検討になります。左下が最初に持ち込まれた変更前のパースで、右下が変更後ということになります。変更後でございますが、スリットによる縦分節や上部に向かって段階的にセットバックさせることにより圧迫感の低減を図るとともに、柔らかな曲線を用いた入角形状とすることで中央通りからの視線を送るためのデザインとするとしております。

ページが飛びますが、6ページをご覧ください。こちらは、魅力ある親水性の高いにぎわい空間の形成に関する検討でございます。下段の図のとおり、計画地内には特色を持った3か所

のオープンスペースを設けるとともに、低層部は横基調のデザインに切り替えることでにぎわいの連続性を生み出すとともに、ガラスファサードによって内部のアクティビティを表示させるとしております。

7ページをご覧ください。こちらは、日本橋川沿いとなるB街区のデザインの検討になります。変更前はガラス基調のファサードであったところを、変更後は、川沿いの景観に配慮した素材の選定や細やかなスケール感を生かした外観にするとしております。

以上が資料4-2の説明でございます。

続きまして、資料4-3をご覧ください。こちらは新宿駅西口地区でございます。同様に資料3ページ目から抜粋してご説明いたします。

計画地は、右上付近、見取図にございますように、JR新宿駅西口に隣接し、小田急線新宿駅を含む約1.6ヘクタールの地区でございます。右下配置図にございますが、計画地西側の隣接街区においても新宿駅西南口地区の開発計画が進行中でございます。

4ページをご覧ください。本計画に関連する上位計画といたしまして、新宿グランドターミナル・デザインポリシー2021の抜粋を載せさせていただいております。これは新宿区が策定しております。左上の図は、本計画と隣接街区の開発とが連携し取り組む立体都市広場の整備に関する考え方になります。特に、建物の中層部には南北400メートルをつなぐスカイコリドーを整備する計画となっております。また、右側の図でございますが、地下からスカイコリドーへの縦動線となるグランドシャフト、そういった名称で整備を誘導していくという上位計画となっております。

次、5ページをご覧ください。こちらが、スカイコリドーやグランドシャフトなどの空間形成のイメージ図です。こちらを見ていただきますと、先ほど西南口と言いましたが、駅街区側のJR本社の隣、こちらの街区の絵も描いてありますが、こちらも一体となった計画を考えているということです。また、ピンクの部分がございまして、こちらはJRの線路上空に当たりますが、こちらは板を張ってグランドターミナルの核となるセントラルプラザというものの整備を予定しているというところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらは、スカイコリドー・グランドシャフトのデザインの検討になります。右側が変更後になりますが、グランドシャフトは隣接街区と連携し水平基調の一体的なデザインとすることで、地上からスカイコリドーまで一体感と上昇感が感じられるファサードを形成するとしております。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは、先ほど線路上空に板を張ると申し上げま

したが、セントラルプラザとの一体的なデザイン検討になります。同様に右側が変更後になりますが、セントラルプラザに面して低層ボリュームを連続させることでセントラルプラザ側に顔を向けたヒューマンスケールなにぎわいのあるファサードを創出するということになっております。

ページ飛びまして9ページをご覧ください。新宿グランドターミナルを象徴する新たなランドマークとなるデザインの検討について、でございます。

右側が変更後ですが、西側にビジネス街、東側は繁華街と異なる個性を背中合わせに持つ新宿の街に、こうした二つのキューブを持つ頂部のデザインにより東西の結節点となる新宿グランドターミナルを象徴する新たなランドマークを創出するとしております。

ページ飛びまして12ページをご覧ください。こちらは、見通しがよく開放的な歩行空間の検討について、でございます。下段が変更後になりますが、一部の柱を見直すことにより、東西自由通路の視認精度向上を図るということでございます。

以上が、駆け足になりましたが計画部会の活動状況に関するご報告でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

まずは、資料4-1で全体の計画部会でご審議をいただいている内容の表表紙があり、1枚めくっていただくと大規模プロジェクトについての主な部会意見ということで、①の宮益坂、②の六本木五丁目、これは鳥居坂のところですね、それから③の田町の西口という三つ、これはまだ審議プロセス中ということでありました。それから、続けて資料4-2を使って計画部会での審議はもう終了したという報告で、①の日本橋一丁目と②の新宿西口のご報告を今いただいたところであります。説明の中では、資料4-3、それから別添資料1、これもより詳細な情報が入ってございますけれども、それを使いながら今ご説明をいただいたということになります。

計画部会、こちら7回ですか、令和4年4月から令和5年3月まで回を重ねて審議をいただいているということで、その7回分の活動状況のご報告を今いただいたので、かなり情報量が多くて一つ一つなかなかコメントしにくいというのが正直なところかもしれませんが、お気づきの点がございましたらご発言いただきたいと思います。審議が終了したものというのは事務局からお話があったように報告という位置付けだと思いますけれども、それ以外のものについてはまだ計画部会でもご審議いただいている、プロセスの最中ということと理解をいたしました。

いかがでしょうか。

では、瀬良委員から補足の説明をお願いします。

○瀬良委員 瀬良と申します。私は計画部会の委員も兼務させていただいておりますので、若干、事務局からご説明があった内容について補足をさせていただきたいと思います。

今、会長からご紹介いただきましたように、計画部会は7回、精力的に審議を重ねておりますけれども、なかなかこの場で全ての内容をお伝えすることは難しいと感じています。具体的にはこの一つ一つのプロジェクトについて、事業者の方から、図面、そして模型もご用意いただき、その模型を囲みながらいろいろ意見交換をしていくという形になっております。その議論の内容を、今回、終了した案件については事務局でおまとめいただいておりますように、計画部会を踏まえた都の見解という形で、部会の都度、プロジェクトごとにペーパーにしてできるだけ分かりやすく事業者の方にお伝えしています。それを踏まえて事業者の方がまた次の回にそれに対する対応をご説明いただき、また図面を見て、模型を囲んで一つ一つ検討を重ねていくという、そういうプロセスを経て最終的にこの審議を終えていくという形になっております。今回ご覧いただきましたように、資料4-2、4-3は既に審議を終了した案件について、それぞれ計画部会を踏まえた都の見解を左側に、事業者の対応を右側に整理しています。これらを文章にするとこのような形ですけれども、実際には部会の中でプロジェクトごとに模型と図面を見ながら詳細に審議をしております、そのうちのポイントをこういった形で文章化しています。

いずれにしても、それぞれの事業者の方々のもとものご提案について、プロジェクト成立のための収益性、経済性と同時に景観としての在り方、良好な景観形成、まちづくりとしての公益性とをいかに調和させていくかということを繰り返し議論させていただいているところでございます。一般的なお話になって恐縮ですけれども、このようなやり取りをさせていただいております。

以上です。

○有賀会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

松井委員、どうぞ。

○松井委員 松井でございます。ご説明ありがとうございます。

少し話がずれるかもしれませんが、渋谷の宮益坂地区の件でお伺いします。渋谷地区、すごく分かりづらくてダンジョンとか言われていますけど、ますます広がって分かりづらくなりそうな気配もあるところですが。別添1の4ページの計画方針2は公共性やにぎわいを連続

させる用途配置で動線・視認性を備えた空間の創出となっているので、動線に関してどのような工夫がなされているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○有賀会長 これは事務局がいいのか計画部会の瀬良委員がいいのか。まず事務局から。

○吉丸景観担当課長 分かる範囲でご説明したいと思います。

渋谷というのは地形そのものが谷底になっておりまして、その谷底の回遊性をどう高めるかという形で、4ページに資料がございますけれども、渋谷ヒカリエとのこの間の通りですけれども、青山方面と矢印がありますが、今は恐らく連絡通路で下のほうを通っている方が多いと思うのですが、そこの上を将来通れるようになります。その上の部分と今回新しい計画をつなぐことで、宮益坂のほうへ円滑にアクセスできるような建物間の連携を図って、回遊性を高めることを計画しております。それをアーバンコアという縦動線をあらゆるところに設けて、地下鉄や1階についても、エレベーターやエスカレーターを活用しながら自由に動けるような全体の構想の中で、今回の宮益坂の開発計画も計画されております。

○有賀会長 渋谷区の都市整備部長の加藤代理委員。

○加藤代理委員 渋谷区の都市整備部長、加藤です。

この計画につきましては、渋谷駅の東口、もう目の前に位置するところがございます。それと、宮益坂の坂下に計画されているところで、この絵の右下部分のところは銀座線が地上部分に出ているところがございます。銀座線の地上の部分の上は、将来ここは歩いて通れるようになります。今その右側にはヒカリエがございます、ヒカリエから今現在は青山方面へ抜けるように銀座線の上で抜けられるようにはなっています。そして、そのヒカリエから、あるいは銀座線の上を歩いてきて、その今回の計画、AとBとがございます道路の上空もブリッジを架けまして、さらに渋谷はまだまだ開発が続いていく予定でございます、北のほうのエリアにも地上部分へ抜けていくというような将来を見据えた計画となっております。それが上空部分です。さらには、地上部分では歩いて楽しいまちづくりをしておりますので地上部分でもにぎわいをつくっていく、さらにはこの宮益坂も今まさに設計、計画をしているような状況で、坂を歩いて楽しいまちをつくっていったような状況でございます。

以上です。

○有賀会長 ありがとうございます。

今、非常によいご質問とよいお答えをいただいたかなと思います。いずれも計画部会でご審議をいただいている対象の案件というのは非常に大規模な都市を再編していくようなプロジェクトばかりです。この本審議会、それから計画部会、そこで景観の観点からいろいろご協議を

重ねていただいている、あるいは審議会委員の皆様にもご意見をいただくというような機会を設けている。同時に、地元の区のまちづくりマスタープラン、いわゆるまちづくりの基本計画を区がお持ちの中で、中長期的なインフラの整備であるとか回遊性であるとか、にぎわいであるとか景観のつくりであるとかの戦略がそれぞれおありなのは十分多様性があるのだと思います。区によってその手法も様々あります。例えば組合施行で行う再開発の場合は、地権者さんが非常に多い中で、逆に言うと地権者さんの権利もうまく生かさないといけないけれども、同時に意見がうまく生きるのも地元に対する波及とか還元とかというのは比較的図りやすいという側面もあります。他方で、そうでない施行の場合は意外と地域との関連が薄くなってしまったり、デザインは優れているかもしれないけど地域還元がなかなかできなかったりということも両面起き得る可能性がある中で、そこを上手く区で地元のまちづくりという観点からもハンドリングをいただいているのではないかなと思います。そういった意味では、今日の報告資料の中だけですと、俯瞰的な絵が多いのでどうしても上から見るようになってしまうのですが、実は足元のところもそれぞれ工夫をいただいている、恐らく周辺との接続であるとか歩行者にとっての回遊性であるとか、あるいは歩行者スケールのにぎわいであるとかということに配慮をいただいているのだろうと一定の理解はしてございますので、その辺はかなり計画部会でもご審議いただいているのではないかなという理解をしてございます。ひとえに地元の区の役割が大事だということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

光井委員、どうぞ。

○光井委員 先ほどの瀬良委員の説明でよく分かりました。こういう事前の対応、まず案が出てきて、それを計画部会等でこのように検討されたいという事項が出た、それに対して事業者様からこういう案でいきたいと。少し前から思っていたのですが、最後にそれを受けて現実にできた案に対して景観面からの評価があったほうが後々いいのではないかと思います。意見のキャッチボールがあり、最終的にそれをどのように計画部会で評価をしたかというのはこの場で話し合われていると、これは後々この物件をその同時代の人間がどう評価したかということ、さらには現状でもそうだと思うのですが、それが明快になっていると非常にいいのではないだろうかと考えました。素人考えですけども、述べさせていただきました。

○有賀会長 ありがとうございます。

今のご意見の趣旨というのは事務局もよくご理解されたとは思っているので、どのような運用が計画部会でいただけるかということについては少しご検討いただければと思います。

少し関連するお話になりますけども、区によっては事後評価の制度を持っておりまして、ここでは、景観も含めての話ですけど、あるいは緑の話も含めてですが、竣工後5年以上たったもの、つまりこれは緑を意識しているんですけど、生長した上で、あるいは商業施設なんかにもぎわいが出てきた上でということで事後評価をする。これは、法的な制度を使ってやっている上では当然ながら様々な事業所のインセンティブ、メリットもある一方で、地域還元をするというのは非常に大きな社会的な使命でもあります。国土交通省がやっているマニュアルだけではなくて地元ならではの事後評価の仕組みを持っているところは、やはりそれなりによくその次のプロジェクトにそれをフィードバックしていく、改善していくことにも使ってもらう仕組みがある。そこまで詳細、丁寧に評価するのは多分なかなかこの景観審議会では難しいところもあるかと思うのですが、逆に言うと、その区レベルのそういう評価制度があるところ、ないところと様々ですが、相当上手く情報共有を計画部会にいただきながら、事業評価を上手く、今の光井委員の趣旨のように共有できるかどうかというところは、検討できるのではないかなと思います。改めてこの審議会や計画部会で、オリジナルでやるということよりかは、少しトレンドをいただくということもフロー図の中で考えていけるといいかなと今聞いていて思いました。よろしくをお願いします。

さて、それでは最後の議事に進んでいきたいと思っておりますけども、最後、報告事項の5番ですけども、「(仮称)景観行政のあゆみ一大規模開発プロジェクトにおける景観づくりについて一」ということで、こちら事務局から資料説明をお願いします。

○吉丸景観担当課長 資料5をご覧ください。まだ仮称でございますが、「景観行政のあゆみ一大規模プロジェクトにおける景観づくり一」についてご説明いたします。表紙をおめくりいただきまして、ページ右上、1ページをご覧ください。

東京都は、平成19年4月に景観計画を策定し、都が景観行政団体となってから16年が経過しました。皇居周辺誘導区域内の開発や都市再生プロジェクトについて、景観審議会計画部会で審議した案件は60件となり、優れた建築デザインの開発の集積が図られ、魅力ある景観形成が推進されてきたところでございます。これまでの大規模プロジェクトにおける景観誘導の在り方を振り返るとともに、今後開発を予定している事業者等に対し、都の景観施策の理解と協力を求め、東京のさらなる魅力向上につなげていくため、仮称でございますが「景観行政のあゆみ」を今現在作成中でございます。本日はその概要についてご報告いたします。

このページの3番でございますが、これまでの景観行政の変遷をまとめたものでございます。これまでの主な取組についてですが、まずは平成6年に東京都市計画マスタープランを策定し、

11の景観基本軸と景観形成基本方針を策定しました。また、平成9年には、自主条例として東京都景観条例を制定しております。その後、平成15年には、また少し違う条例でございますが、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」というものを制定しまして、個性豊かで魅力ある街並みづくりの推進に取り組んできたところでもございます。平成16年に景観法が施行されたことを受けまして平成19年に東京都景観計画を策定し、都は景観行政団体として文化財庭園や水辺周辺における景観誘導や、国会議事堂や迎賓館など眺望保全にも取り組むとともに、都市開発諸制度を活用する大規模建築物等について事前協議を開始いたしました。また、平成21年からは皇居周辺で都市開発諸制度を活用する開発案件につきまして景観審議会計画部会でのデザイン評価を開始し、平成27年からは都市再生特区を活用する案件についても同様にデザイン評価を開始し、優れた建築デザインの誘導に取り組んできているところでございます。

2ページをご覧ください。景観法に基づく届出制度について、これまでの実績についてまとめております。

右側、図1と表1は区市における景観行政団体への移行状況でございます。区部については3区を除いてもう既に20区が景観行政団体となっておりますが、多摩部についてはまだ依然として6市というような状況でございます。

右上のグラフ1ですが、当然、区市における景観行政団体への移行が伴いまして都への届出は減少傾向であります。表2のとおり、開発が進む中央区や丘陵地景観基本軸が多く占める多摩市では届出の実績が多くなっております。

次、3ページをご覧ください。こちらは、景観条例に基づく大規模建築物等の建築にまつわる事前協議制度の実績についてまとめております。

平成19年度から令和4年度までになされた協議件数の合計は449件でございます。右側の表2とグラフ1でございますが、自治体別では港区が106件と最も多く、全体の約4分の1を占め、次いで中央区、千代田区の順になっておりまして、都心3区で実に半分を占めているというような状況です。

次、4ページをご覧ください。事前協議制度を活用した案件の事例紹介でございます。

こちらは二重橋ビルでございまして、日比谷通りの沿道の風格ある歴史的景観の継承に取り組んだ事例でございます。右下の街区一体開発によるまちづくりのところでございますが、建替前は、東京商工会議所、東京會館、富士ビル、それぞれが別々に建っている状況でございましたが、それを街区全体で一体開発することにより大手町丸の内エリアにふさわしいスーパーブロックを形成し、低層部、高層部による建物構成の実現や、31mの歴史的景観の継承などを

実現した事例でございます。

次、5ページをご覧ください。こちらは東京駅前八重洲一丁目東地区の紹介になります。

左側の図1と図2になりますが、この案件では超高層タワーの配置を大きく下側に寄せることで、丸の内側からの東京駅丸の内駅舎の眺望保全に取り組んだ事例でございます。また、右下、図4でございますが、後背地のさくら通りや八重洲仲通り沿道については、小さな箱を積み上げたようなデザインとすることで通りのスケール感にあわせ、既存の街並みに調和する景観づくりに取り組む計画となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。今ご紹介したような事例に加えまして、今後こういった案件について整理してまいりたいと考えております。

次、7ページをご覧ください。ここからは景観形成の手引きに関するご説明になります。

都市開発諸制度を適用する建築物は、大規模で周辺に与える影響が非常に大きいということもありますので、良好な景観形成に資する計画となるよう適切に誘導する必要があると考えております。そこで、大規模プロジェクトで検討する際に配慮すべき景観づくりのポイントなどを手引きとして取りまとめ、今後開発を予定している方々に対し都の景観施策の理解と協力を求め、東京のさらなる魅力向上につなげていければと思っております。

8ページをご覧ください。こちらは、現在検討中の手引きの構成案でございます。まだ案でございます。

景観づくりに関わる事前調査のポイントについては、上位計画での位置づけへの整理や地域特性の分析手法について整理する予定でございます。そのほか、2から5で記載のとおり、遠景、中景、近景、夜景の景観づくりのポイントについて取りまとめられればと思っております。

雑駁ではございますが、資料のご説明は以上でございます。

なお、この(仮称)景観行政のあゆみにつきましては、内容を取りまとめ次第、都のホームページ等で情報提供する予定です。

以上でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

この報告事項の5番目のただいまご説明いただいた内容については、これまでの行政のあゆみという仮称になってはいますが、内容的にはむしろあゆみを超えて将来に向けてどう歩むべきなのかということの参考にもなるような、内容を景観面から分かりやすく解説してはどうかという位置付けなのかなと理解しております。そういう意味では、将来の展望という読替えをしてもいいかなと思っております。

いかがでしょうか。何かお気づきのことがあったらご発言いただきたいと思います。多分それぞれの6ページ、7ページ、8ページで各プロジェクトの紹介の仕方が重要だと感じます。ここにどういう情報を精査して、あるいはどのような図面を効果的に配置しながら、プロジェクトの事例を上手く使いながら景観行政の成果や、あるいは要点のようなものを分かりやすく表現するかと、なかなかこれは工夫が必要だと思うのですが、多分このページの内容も大事なと思います。あとは、前半のところは少し文字が多いという印象を持ってございます。

いかがでしょうか。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 非常にすばらしい、よい取組だと思います。これは確かに事業者の方に対しても役立つ内容だと思うのですが、都下の基礎自治体の担当の方にとっても、まさに届出案件にどう対応すべきなのかというところで悩まれている方がこれを見ると少し悩みが解決するということもあろうかと思っています。ここでリストアップされているのは超大規模なものが中心ですので、大規模の中でも、小規模なものにも対応できるようなところも念頭に、事例というか後半部分の取りまとめになりますかね、その中で基礎自治体の、特に23区外の景観計画を持たない自治体でもアドバイザー制度等を持って独自にやられているところもありますので、そうしたところも念頭にぜひ作成していただければと思いました。

以上です。

○有賀会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大澤委員、どうぞ。

○大澤委員 私もこの取組は非常によいものだと思います。

それで、まず一つ目に伺いたいといいますか意見ですけれども、どのようにこれまでの取組をまとめるかということが重要だと思うのですが、例えば先ほどのご説明いただいた資料4-3で新宿西口を例にお話しすると、9ページ目に部会を経て変更前・変更後ということでパースが出ているのですけれども、その辺りですかね。例えばこうした部会を経て事前協議を経てこのようにデザインがよりよいものになりましたよ、そういうことが今回取りまとめる景観行政のあゆみの中でも紹介されると、よりこれまでの景観行政の成果というものが都民にも伝わるのかなと思いますので、それを例えば8ページの手引きの項目、それから遠景づくり、ボリュームと配置とか、そういうところでよい例を配置していくのか、計画案の変更前後のようなものを紹介していくのか、もしくは大規模プロジェクトのそれぞれの例の中でそういう話

をしていくのか、いろいろ考え方はあると思うのですが、結果だけを示すよりはそのプロセスを紹介したほうが景観行政に関しては必要なかなと思っております。事前協議だとか計画部会での審議というものがポイントだと思いますので、ご検討くださいというのが1点です。

もう一つが、6ページ目でプロジェクト15件程度ということなのですが、正確なことは分からないのですが、比較的最近のものが多いように見受けられるのですが、実際60件あるうちで16年ですよね、2009年からということだったので、各時代でそれぞれよい成果というものがあつたと思うのですよね。時期だとか場所であるとか、あとテーマ、それぞれバランスよくご検討されてはどうかと思うのですが、その意味でこのプロジェクト15件をどういう考え方で選んだのかをお聞かせいただけますか。

○事務局 ご意見をいただき、ありがとうございます。事務局の秋山と申します。

この15件、選定基準をつくって選んだということではないのですが、先生のご発言にありましたように、最近の案件はかなり膨大な資料で情報量満載の資料ですが、初期のもの資料が少なく情報量が少ないため、こちらも今となつては把握できないものがございまして、なるべく情報量が多いものの中から選ばせていただいております。

○大澤委員 分かりました。考え方をある程度あらかじめ整理した上で選定したほうがいいのかなという気がします。よろしく申し上げます。

○有賀会長 ありがとうございます。

依田委員、どうぞ。

○依田委員 私もちらはすごくいい取組だと思っております、ただ、例えば景観行政の変遷で1ページのところでいろいろ取組が記載されていて、平成19年は何年前だったかみたいなのところがあって、元号表記のみですと頭が混乱します。変遷の箇所については何年前のことかというのは重要な点ですので、西暦表記も入れていただけるといいのかなと思いました。あと、それぞれの条例にリンクで飛んでいけるとより深みがあるものになると思いました。

以上です。

○有賀会長 ありがとうございます。事務局でもご検討いただければと思います。

内容、項目のところで気づいたところ、私も簡単に一つだけですが、多分この「(仮称)あゆみ」ですが、やはり景観にまつわるワンストップ情報発信ブックレットになるといいのではないかなと思っています。そういう意味でいうと、ご検討いただきたいと思うのは、景観並びに屋外広告物の部分をどうやって上手く情報を入れていくかということです。特に、規制というよりかはむしろ、大規模なプロジェクトページを紹介されている。そのときに建築物の

意匠、形態をかなり早い段階で計画部会においてご検討いただきながら事業者さんとも調整しているというプロセスと、時期を前後はするのですがパラレルに近い形で、例えばかなり大規模な盤面を持つようなデジタルサイネージであるとかそういうものが最近非常に増えてきているし、建築単体ということよりはむしろエリアとしてそれをどういうふうに生かしていくのか、あるいはうまく誘導していくのかということころは、地元の区の景観の取組とも連動しながら屋外広告物の審議会でもかなり苦勞しているかと思います。例えば、よい事例における工夫した点という出し方でもいいと思うのですが、成果が出ているような、例えば新宿では MILANO-Za かもしれないし、池袋では Hareza 池袋かもしれない。複数街区があつて、その間に公共的な池袋の中池袋公園とか、あとは公共街路が入っていると、ああいうような公共空間も入っていて本来であれば禁止区域だから特例で許可を出すのだけでも、景観的に見ると公園エリア全体で上手く、しかもアニメエンタテインメントというテーマで Hareza をつくっている。民地の中の建物あるいは壁面につくようなサイネージも上手くにぎわいづくりに寄与するという範囲であれば、よい方向にというかポジティブに誘導してあげるといふことも、ある意味では工夫の賜物のところもある。一方で、公園の中で禁止区域だから特例で見たのだけでも、逆に規模が小さい、それから盤面も小さい、実はあまり広告効果もないしデザイン的な効果も上手いかなかったみたいな逆の反省も見えてくるところもある。そういうものを上手くあゆみの中で広告物審議会と調整ができるのであればそういうワンストップ情報発信ブックレットになる。特に大規模なものについてこれはもう切っても切れない関係になっているので、そこら辺は非常に工夫の余地はまだあるかなと思ひました。とにかく、事務局は共通しているので多分上手く連動できるのではないかなと思ひています。頑張ってください。

ほかに何かあれば。

畔柳委員。

○畔柳委員 最後のプロジェクト紹介について、これはどのように紹介するのですか。出来上がったものをぼんと見せるという形で紹介するのですか。それとも、最初はこうだったけれどもこうなりましたという紹介の仕方をするのですか。

○吉丸景観担当課長 まだ検討中のごさいまして、計画部会の先生方、それから今日いただいた意見を参考にしながら、どういう形で紹介するのが、都や事業者にとってわかりやすいか、今後の景観誘導の在り方にとつても望ましいか検討いたします。単に結果だけ見せても効果的でないかなと、個人的な感想ですが思ひているところではあります。なるべく景観誘導の経過がわかるようにしたほうがいいのか。ただ、そうしたときに懸念されるのは事業者の了解が得られるか

どうか。事業者の権利もありますので、バランスを考えていきたいと思っています。

○畔柳委員 先ほど光井先生がおっしゃった、最終プロジェクトに対する評価、つまり、こう言ったけどこうなりましたというのを行ったり来たりして最終的に出来上がったものに対する評価をしなくていいのかとこのお話を聞いていてやっぱり思うのですよね。取り上げた16件が素晴らしい出来だからという理由ではなく、資料がたくさんあるからということだと、いや、現実的にそういうことでしたり、別に16件ではなくても5件でも10件でもいいと思うのですけれども、では計画部会がすごく時間をかけてやりとりされたものが結局どういうふうに表示されているのか、あるいは計画部会で意見を出したものは結局相手に伝わったのかということもあると思うのですよね。評価するというと、このプロジェクトはBですとかCですとかいうのは難しいと思うのですけれども、いろんな表現の仕方で、例えばアメリカ人はいいところだけを取り上げる、だからあなたのこれは素晴らしかったというふうに言われたら素晴らしかったと言われなかったところは悪かったということなのですね。でも、イギリス人は悪いところだけを取り上げるというようなことがあって、評価の表現は幾らでもあるのではないかなと思います。先ほど光井先生が評価という言葉をおっしゃったときに、やはりそれは必要だという気がして、せっかくここで幾つか紹介するのだったら、このテーマと書いてあるところに対する評価のようなものが、あるいはこのテーマが非常によくできていますと読み手が判断できないと、読んでも「ふーん」ということでしかないような気がします。

○有賀会長 ありがとうございます。

景観行政団体として都が景観計画で指定している様々な地区があります。そういったところについてはやはり一元的に都の景観審議会、あるいは計画部会が計画内容についての一定のサジェスションを含めて協議を通して責任を持つということはあると思う。景観計画上、重要と定めているエリアや地区、あるいは大規模建築物の事前協議制度に則って進めているものについて、どのように評価制度をつくっていくかというのは、一つのとても大きな宿題になると思います。その制度をつくれるかどうか検討し、つくるのであれば実際にプロジェクトを評価していくことにはなりますが、事業者事前に公表されていなければ評価することは難しい気がするので、評価の物差し自体もきちんと公表していく。そして、事業者の了解を得た上で、評価をしていくという仕組みがあってもいいのではないかなと思います。少し準備も含めた検討時間が必要かなと感じております。今の畔柳委員のお話も含めて、前向きな宿題として検討をいただければと思います。

あとは、すぐできることとしては、先ほど付け加えましたけれども、既にそういう制度を持っ

ている区の景観、あるいはまちづくりの関連の部局も多いので、まずは情報共有して、どのような仕組みで評価をしているのかというのを勉強するというのの一つの効果的なやり方ではないかなと思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。

荒井先生、どうぞ。

○荒井委員 ありがとうございます。

少し違った観点からですが、このような景観形成基準をつくられているのはすばらしいことだなと思います。8ページ目のところでは遠景・中景・近景に区分した上で定義されていること自体は分かりやすいと感じますが、私は専門がランドスケープなのですが、中景にランドスケープの項目を入れていただき、近景の中に公園等の項目が入っています。植物自体を装飾する要素だけではなく、より幅広い環境の面から見ていただくと、生物多様性の観点からも有用ではないでしょうか。今多くの基礎自治体の景観部署で潜在植生の則した植物を使っていきましようという流れが生じています。中景にある周辺環境も含めて一体的なデザインの中で、植物をどのように取り込むのか、ランドスケープデザインはどうあるべきなのか、という部分も景観として反映していくべきだと思いますので、そのような観点も差し込みながら景観形成基準としてまとめていただけたらいいかなと思っています。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○吉丸景観担当課長 植物に関してはまだ記載も非常に薄いので、どういうことができるかも含めて検討してまいります。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

それでは、少し司会の不手際もあって既に時間が超過してしまっております。おわび申し上げます。ほかにご意見がないようでしたらこれで議事を終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。何か全体を通してのご意見があれば、よろしいですか。

(なし)

○有賀会長 それでは、予定の議事は終了とさせていただきます。

事務局から、その他連絡事項があればよろしく申し上げます。

○吉丸景観担当課長 ありがとうございます。

事務局からの連絡でございますが、都で東京都歴史的建造物のPR事業として令和4年度に動画を制作し、3月から公開しております。また、今年度も新たなPR動画の作成や建造物にちなんだクイズのようなものを入れた形でSNSでの配信や現地訪問を促すなど積極的なPR

を行っていこうと考えております。出来上がりましたら委員の皆様にご案内を差し上げたいと思っております。

また、委員の皆様方の任期が今年の5月末までということになりますが、詳細につきましては今後また改めて次回の開催も含めてご連絡させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

○有賀会長 それでは、全体の進行を事務局にお返しします。

○森澤広域調整課長 それでは、これをもちまして第55回東京都景観審議会を閉会いたします。

有賀会長、委員の皆様、本日は長時間ありがとうございました。